

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項 目 名	被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長		
税 目	酒税		
要 望 の 内 容	<p>東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けた清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（以下「清酒等」という。）の製造者（以下「被災酒類製造者」という。）が、令和3年3月31日までの間に製造場から移出する清酒等については、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する200キロリットルまでのものに係る酒税の税額を6.25パーセント軽減することとされている。</p> <p>この特例措置の軽減割合を維持しつつ、復興の基本方針を踏まえ、適用期限を令和3年3月31日以降も延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲ 81 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 被災酒類製造者の負担軽減</p> <p>(2) 施策の必要性 本措置は、清酒等の製造者を対象とした租税特別措置法第87条による清酒等に係る酒税の軽減措置が平成23年4月以降縮減することとされていたところ、被災酒類製造者については、事業の復旧に向けて費用負担が増大することが見込まれたため、軽減措置の縮減による影響を緩和する観点から、当面の間、これらの者が移出する清酒等に対して縮減前の軽減割合を継続して適用することができるよう講じられたものである。</p> <p>酒類の需要は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全志向の高まりや生活様式の変化などの要因もあり、平成11年をピークに減少傾向が続き、酒類業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。また、東日本大震災の被害が清酒等製造者の経営に与えた影響は大きく、依然として支援が必要な状況にある。</p> <p>東日本大震災からの復興を引き続き進めるとともに、地域の活性化に寄与する清酒等製造者の経営基盤の安定化を図る必要があるため、本措置を延長することが必要である。</p>		

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達																	
		政策の達成目標	酒類業の経営基盤の安定																	
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間の延長 (令和8年3月31日まで)																	
		同上の期間中の達成目標	酒類業の経営基盤の安定																	
		政策目標の達成状況	酒類製造者の経営状況は需要動向等さまざまな要素が影響するため、本措置による政策目的の達成状況を定量的に示すことは難しい。																	
	有効性	要望の措置の適用見込み	○適用件数 (単位：件) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>年度</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>のべ件数</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>112</td> </tr> </table>						年度	R3	R4	R5	R6	R7	のべ件数	112	112	112	112	112
		年度	R3	R4	R5	R6	R7													
	のべ件数	112	112	112	112	112														
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、清酒等の需要減少を抑止し、清酒等製造者の経営基盤を安定させる効果が見込まれる。																		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																	
予算上の措置等の要求内容及び金額		—																		
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—																		

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、申告納税制度の手續の中で酒税の一部を軽減するものであるため、通常の納税申告のみで実施することができ、公平性の面においては、一定の要件に合致する酒類製造者を等しく支援することができるため、上記政策目的を実現する手段としての的確である。</p> <p>また、一定の上限の下、課税移出数量に応じて清酒等製造者の酒税負担の一部を軽減するものであり、過剰に酒税を免除するものではない。</p> <p>加えて、平成 30 年度における本措置の軽減額は、清酒等の課税額 3,360 億円の約 0.02% に当たる約 0.81 億円であり、税収に与える影響も軽微で、政策目的を実現する手段として必要最小限の措置と考える。</p>																		
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○ 適用者数 (単位：者、%、億円)</p> <table border="1" data-bbox="549 734 1477 887"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用者数</td> <td>114</td> <td>112</td> <td>111</td> <td>106</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>0.77</td> <td>0.83</td> <td>0.84</td> <td>0.83</td> <td>0.81</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	適用者数	114	112	111	106	107	軽減税額	0.77	0.83	0.84	0.83	0.81	
	年度	H26	H27	H28	H29	H30															
	適用者数	114	112	111	106	107															
	軽減税額	0.77	0.83	0.84	0.83	0.81															
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																			
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>本措置により、小規模生産で単位当たりのコストが高い清酒等製造者の総販売原価が低減された結果、営業利益や税引前当期純利益の増加などの傾向が見られ、清酒等製造者の経営基盤の安定に一定の効果があったと考えられることから、本措置は政策目的を達成する手段として有効である。</p>																			
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>本措置の目的は、被災酒類製造者の負担の軽減を図ることであるが、酒類の需要が減少傾向にある現状を踏まえると、具体的な達成目標を計数で示すことは困難である。</p>																			
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>政策目標の具体的な達成目標を示すことが難しいが、経営状況には改善の兆しが見られ、本措置が被災酒類製造者の経営基盤の安定に有効であったと考えられる。</p>																			
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 25 年度、平成 28 年度及び平成 30 年度に適用期限の延長等を要望している。</p>																			